

11日、チッソで検証

熊地裁 廃液タンク6基など

水俣病裁判は十五日に第一回口頭弁論が開かれるが、これに先立ち熊本地裁民事三部は十一日午前十時半からチッソ水俣工場（水俣市野口、吉川悦郎工場長）で検証を行なうことになった。

この検証は原告側の証拠保全の申し立てに基づいて行なわれるもので、検証するのは同工場内の旧アセトアルデヒド工場内にあるアセトアルデヒド廃液タンク六基の

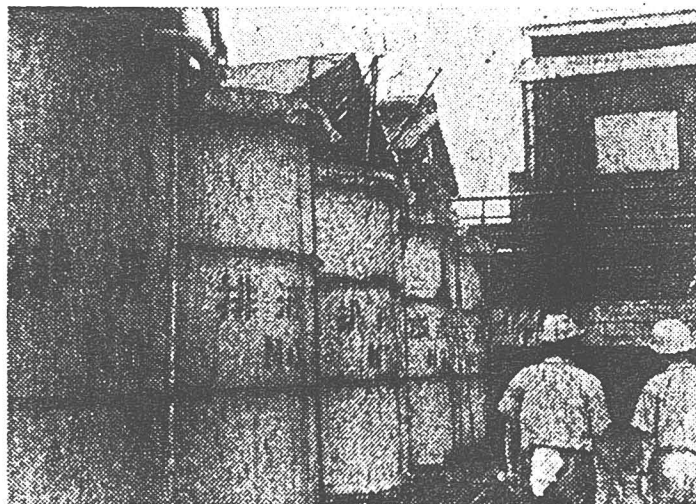
中の廃液、泥状物質と第一精留塔の排水。
この六基のタンクには水俣病の原因物質である有機水銀化合物を含んだ廃液が入っているが、工場では十五日をメドに旧アセトアルデヒド工場の撤去と廃液などの廃

棄を予定しているため、このままでは水俣病の原因物質が永久になくなってしまうと、九月二十九日原告側が検証と廃液の現出命令を申し立てていた。

検証には熊本地裁民事三部の斎藤次郎裁判長ら三人のほか原告側から千尾弁護士の五井護士、被告側は吉川工場長と塚本弁護士の立ち会ふ予定。検証のあと地裁としてはこの廃液の提出命令を出す

ものとみられる。

同工場では四十三年五月にアセトアルデヒドの製造を中止して以来、有機水銀化合物を含む燐媒液百リをタンク六基に保管していた。同工場ではことし七月三十一日からこの廃液の処理を開始、百日間で処理を終えることにし、九月末までに九十リ以上の処理を終えていた。



検証が予定されている廃液タンク